

イベントのお知らせ方法の変更について (イベントアプリの設定方法)

2023.04 教育委員会事務局教育政策室

これまで紙で配布していたイベントに関する印刷物（チラシ）等を、「かわさきイベントアプリ」を活用して周知する方法に移行します。

原則として、紙で周知していたイベントに関するお知らせは、**6月以降（予定）アプリ配信のみ**となるので以下のとおり準備をお願いします。

令和6年4・5月の設定

4・5月は「かわさきイベントアプリ」の周知・準備期間です。

①「かわさきイベントアプリ」をダウンロードする (お使いのOSにあわせて、下記QRコードを使用してください)

かわさきイベントアプリ

ダウンロードは
こちらから

iPhone



Android



注意!

短時間に多数の方がアプリを起動しようとすると、サーバーが混み合い、データを取得できない可能性があります。6月以降に改めて運用開始をお知らせするまで、**アプリアイコンを押して起動させない**てください！運用開始の際は、ミマモルメ等でお知らせします。

運用開始時の設定イメージ

(6月以降、お知らせを受け取ったら設定してください)

①ダウンロードしたアプリをタップ

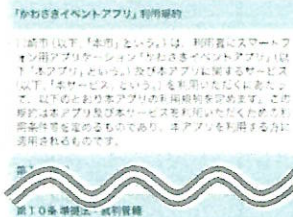
**運用開始まで
アプリの起動は
御遠慮ください**

KAWASAKI CITY

川崎市

②利用規約を確認の上「同意する」をタップ

利用規約



③ユーザー情報の初期設定を実施

ユーザー設定

性別 (任意)

未成年 女性

男性

世代 (任意)

未成年 10歳未満

10代 20代

30~40代 50~60代

70歳以上

住まい

川崎市 幸区 中原区

高津区 宮前区 多摩区

麻生区 横浜市 東京都

その他

情報を受け取りたい地区

全て解除

川崎市 幸区 中原区

高津区 宮前区 多摩区

麻生区 横浜市 東京都

その他

興味のあるイベントの種類

全て選択

アド・講座 体験・体験

遊び コミュニティ・交流

音楽 文化・芸術

スポーツ 子ども・子育て

健康・福祉 環境・自然

教員・教職 生き物

ボランティア 観光

祭り 食

買い物 生活

仕事・ビジネス 小学生向け

中学生向け 高校生向け

保存

④「おすすめ新着」のイベントを確認



ユーザー設定したイベントが「おすすめ新着」として案内されるようになります。

【問合せ先】
川崎市教育委員会事務局
教育政策室 [政策推進]
044-200-2838

イベントアプリ活用に関する学校の対応について Q&A

Q1) 本格運用は6月以降ということだが、いつ始まるのか。

A1) ・令和6年4月からサーバー増強の改修を行っており、2カ月程度の作業期間を要する見込みで、増強完了後（6月以降）に運用を開始する予定です。

Q2) 4・5月に保護者へ周知する内容は何か。

A2) ・4・5月に「イベントアプリ」のダウンロードについて周知をしてください。
※ダウンロード後の個人による詳細な設定は、本格運用後にお願いいたします。

Q3) 本格運用の開始時期はいつどのようにお知らせするのか。

A3) ・保護者へは、6月以降の運用開始の際にミマモルメ等で再度周知する予定です。

Q4) 学校に直接、団体等から配布の依頼があった場合どうするのか。

A4) ・4～6月は、「7月以降、イベントに関する周知はイベントアプリを使用するため、原則、紙での配布はなくなります。今回は受け取りますが、今後の配布については、教育委員会事務局総務部庶務課200-3261へ、連絡して確認してください」と御案内ください。※後援の確認などは従来通りお願いいたします。
・7月以降は、「イベントに関する周知はイベントアプリを使用することになりました。原則、紙での配布は、お断りしております。詳細は、教育委員会事務局総務部庶務課200-3261へ連絡してください。」と御案内ください。

Q5) 団体等から「過去に後援申請をうけていて、毎年同じように配布している」と言われた場合どうするのか。

A5) ・後援申請は、当該事業の終了する日までが承認期間となっており、年度をまたいで複数年を承認することは、基本的には、ございません。この場合も、上記、庶務課への連絡を御案内ください。

Q6) 団体等から「電子化は難しい」と言われた場合どうするのか。

A6) ・電子化の意図（「保護者等の利便性の向上」「SDGsの取組の推進」「学習活動の充実」「働き方改革」など）を御理解いただき、御協力いただけるようお願いください。詳細については、庶務課への連絡を御案内ください。
・ただし、校長判断で紙チラシの配布を承知される場合もあると考えております。

Q7) 悪質な民間事業者のイベントも子供たちに周知されることはないのか。

A7)・イベントアプリへの配信については、利用規約に沿って、総務企画局で、配信時に確認を行っています。また、事業の後援申請を受け付ける際には、各所管課で責任をもって内容を確認するようにいたします。

Q8) 紙での配布は完全になくなるのか。

A8)・原則はイベントアプリでの広報としますが、特に紙で配布したい広報物については、教育委員会事務局に事前相談の上、例外的に紙での配布を認めることもあります。また、イベント以外の啓発資料等のペーパーレス化は今後検討してまいります。

Q9) デジタルデバイド対策はどうするのか。

A9)・スマートフォン等を所持していない保護者については、児童生徒の GIGA 端末を家に持参して閲覧することで対応します。アプリをインストールできない OS を使用している高校等については、ブラウザから市 HP のイベント情報を閲覧することで対応します。

○外部団体等へ御案内いただく問い合わせ先

教育委員会事務局総務部庶務課 044-200-3261

○「イベントアプリ」の導入等に関する学校からの問い合わせ先

教育委員会事務局教育政策室 [政策推進] 044-200-2838